○財務省令第三十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三項、第六項」を「第四項」に改め、同条第十六号ハ及びニ並びに第二十七号を削り、同条第二十六号を同条第二十七号とし、同条第二十五号中「の規定　同項」を「から第三項までの規定　これらの規定」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十　措置法第四十四条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百七十号を同条第百七十二号とし、同条第百六十四号から第百六十九号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百六十三号中「（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「措置法第六十八条の九十六第一項に」を「同項に」に改め、同号を同条第百六十五号とし、同条第百六十二号を同条第百六十四号とし、同条第百五十三号から第百六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百五十二号中「第百五十四号及び第百五十六号」を「第百五十六号及び第百五十八号」に改め、同号を同条第百五十四号とし、同条第百五十一号を同条第百五十三号とし、同条第百三十七号から第百五十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百三十六号中「措置法」を「平成三十一年改正法附則第七十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法」に、「百分の百十に相当する金額」を「一括貸倒引当金繰入限度額」に改め、同号を同条第百三十八号とし、同条第百三十五号を同条第百三十七号とし、同条第百二十七号から第百三十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百二十六号中「措置法」を「平成三十一年改正法附則第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十八号とし、同条第百二十五号を同条第百二十七号とし、同条第百二十四号を同条第百二十六号とし、同条第百二十三号へを次のように改める。

へ　平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定

第二条第百二十三号ト中「第六十八条の十九」を「第六十八条の二十」に改め、同号を同条第百二十五号とし、同条第百二十二号を同条第百二十四号とし、同条第百二十一号を同条第百二十三号とし、同条第百二十号を同条第百二十二号とし、同条第百十九号を同条第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一　平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百十八号を同条第百十九号とし、同条第百十五号から第百十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百十四号を削り、同条第百十三号を同条第百十五号とし、同条第百十二号中「の規定　同項」を「から第三項までの規定　これらの規定」に改め、同号を同条第百十四号とし、同条第百十一号を同条第百十三号とし、同条第百七号から第百十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百六号を同条第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八　措置法第六十八条の二十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百五号を同条第百六号とし、同条第百四号を同条第百五号とし、同条第百三号ハ及びニを削り、同号を同条第百四号とし、同条第百二号を同条第百三号とし、同条第九十号から第百一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八十九号中「第三項、第六項」を「第四項」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第八十八号を同条第八十九号とし、同条第七十七号から第八十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十六号ロ中「（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「措置法第六十六条の十一の二第二項に」を「同項に」に改め、同号を同条第七十七号とし、同条第七十五号を同条第七十六号とし、同条第六十六号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十五号中「第六十七号及び第六十九号」を「第六十八号及び第七十号」に改め、同号を同条第六十六号とし、同条第六十四号を同条第六十五号とし、同条第五十号から第六十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十九号中「措置法」を「平成三十一年改正法附則第五十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法」に、「百分の百十に相当する金額」を「一括貸倒引当金繰入限度額」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第四十八号を同条第四十九号とし、同条第四十一号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十号中「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の二第一項」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条第三十九号中「措置法」を「平成三十一年改正法附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第三十八号を同条第三十九号とし、同条第三十七号を同条第三十八号とし、同条第三十六号へを次のように改める。

へ　平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項の規定

第二条第三十六号ト中「第四十四条まで、第四十四条の三」を「第四十四条の三まで」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第三十五号を同条第三十六号とし、同条第三十四号を同条第三十五号とし、同条第三十三号を同条第三十四号とし、同条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第四条第一項第五号中「平成三十年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下第七号までにおいて「平成三十年改正法」という。）」に、「平成三十年旧措置法」を「平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第七号において「平成三十年旧措置法」という。）」に改め、同条二項第七号を次のように改める。

七　平成三十一年改正法附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定